第八条第十二号中「第六十九条」を「第六十六条」に改める。

第十条を削る。

第十一条第四号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第十条とし、第一章第二節第二款中第十二条を第十一条とし、第十三条を削り、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項中「一人を」を「二人を、」に改め、同条を第十三条とし、第一章第二節第三款第一目中第十六条を第十四条とし、第十七条から第二十条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十一条第二号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第十九条とする。

第二十二条第三号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第九号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び初等中等教育局」に改め、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とする。

第二十六条中「五課」を「六課」に、「社会教育課」を「社会教育課　青少年教育課」に改め、第一章第二節第三款第二目中同条を第二十四条とする。

第二十七条第六号中「、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会」を「及び大学分科会」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条第三号中「他局及び」を「初等中等教育局及び高等教育局並びに」に改め、同条第四号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条第五号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第六号及び第七号中「（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第九号及び第十号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同条を第二十六条とし、第二十九条を第二十七条とする。

第三十条第一号及び第三号中「スポーツ・青少年局及び」を削り、同条第四号及び第五号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに青少年教育課」に改め、同条第七号及び第八号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（青少年教育課の所掌事務）

第二十九条　青少年教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　青少年教育のための補助に関すること。

三　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

四　公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

五　公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。

六　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

七　文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

八　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条中「九課」を「十課」に、「教科書課」を「教科書課　健康教育・食育課」に改め、第一章第二節第三款第三目中同条を第三十二条とする。

第三十四条第四号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条第五号中「文化庁並びにスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課」に改め、同条第六号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十五条第三号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加え、同条を第三十四条とする。

第三十六条第一号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条第二号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改め、同条第三号及び第四号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条第七号中「スポーツ・青少年局」を「健康教育・食育課」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条第二号中「スポーツ・青少年局並びに特別支援教育課」を「特別支援教育課、健康教育・食育課」に改め、同条第三号中「スポーツ・青少年局及び特別支援教育課」を「特別支援教育課及び健康教育・食育課」に改め、同条第四号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び健康教育・食育課」に改め、同条第五号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第六号及び第七号中「スポーツ・青少年局及び特別支援教育課」を「スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十九条中「第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあっては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第一号中「もの」の下に「並びに健康教育・食育課の所掌に属するもの」を加え、同条第三号中「こと」の下に「（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号中「こと」の下に「（健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（健康教育・食育課の所掌事務）

第四十一条　健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関することを除く。）。

三　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第四十三条第二号中「スポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「他課」に改める。

第四十六条中「（第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあっては、スポーツ・青少年局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号及び第三号中「こと」の下に「（初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「こと」の下に「（スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十七条中「（第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務にあっては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第一号及び第二号中「関すること」の下に「（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「こと」の下に「（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号及び第九号中「こと」の下に「（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十条第一号中「スポーツ・青少年局」を「初等中等教育局」に改める。